

1. 給与明細の見方のキホンを知っておこう

ポイント

- 「勤怠」「支給」「控除」の3本柱で押さえよう。
- 額面でぬか喜びしないで!「手取り」と「額面」は違うものと理解しよう。

額面(総支給額)から何が引かれているかを確認しよう

「どれどれ、給料はいくらかな?」。給与明細書をもらうと、つい「もらえる額」だけに目が行きがちですが、内訳もしっかりチェックしましょう。

ポイントは「額面」と「手取り(もらえる額)」は違うこと、そして額面から何がどれだけ引かれているのかも押さえておきましょう。毎月の給与からは「控除」といって、支給額に応じて社会保険料や税金が一定額差し引かれています。これら控除額の合計を額面から差し引いた額が手取りとなります。こんなに引かれるなんて…と残念な気持ちになるかもしれませんが、各種社会保険料は万一のときや将来のために支払っていることを覚えておきましょう(P.13参照)。

●●●●年●月分 給与明細書

勤怠	出勤日数	欠勤日数	有給日数	
	20	0	0	
	勤怠時間	普通残業時間	深夜残業時間	
	0	10	0	
支給	基本給	通勤手当	住宅手当	
	200,000	8,750		
	普通残業手当	深夜残業手当	休日出勤手当	
	15,625		0	
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	
	10,791		20,130	
		社会保険料		
合計				

勤怠

その月にどれくらい働いたか

その月の出勤日数や労働時間、残業時間、欠勤・遅刻・早退日数など、給与の計算のもととなる勤務状況が記載されています。ちゃんと合っているかチェックしましょう。

支給

会社から支給されるお金

労働の対価として支払われる基本給や残業手当、通勤・住宅などの各種手当のこと。残業手当などが正しく支払われているかを確認しましょう。

控除

支給額から差し引かれるお金

支給額に応じて差し引かれる社会保険料や税金が記載されています。社会保険料は厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料、介護保険料(40歳から)の4つ、税金は所得税と社会人2年目から差し引かれる住民税の2つがあります。所得税は概算で差し引かれ、年末調整で過不足を調整します。その他、労働組合費や団体保険の保険料などが差し引かれる場合もあります。

→詳しくはP.11へ



有給残			
10			
休日出勤時間			
0			
家族手当			
			これが「額面」
			総支給額
			224,375
			1年目は引かれない
雇用保険	所得税	住民税	
1,121	4,200		
			税金
			控除額計
			36,242
			これが「手取り」
			差引支給額
			188,133



合計

実際にもらえるお金(手取り)がコレ!

毎月の給与は、支給項目の合計から控除項目の合計を差し引いて計算されます。

$$\text{差引支給額(手取り)} = \text{総支給額(額面)} - \text{控除額計}$$



会社からもらえるお金を分解してみると…

支給	① 基本給	通勤手当	② 住宅手当	家族手当		
	200,000	8,750				
	普通残業手当	深夜残業手当	休日出勤手当			総支給額
	15,625		0			224,375

① 基本給

給与の基本部分。賞与の査定や退職金の計算をする際のベースにもなります。年齢や勤続年数(年齢給・勤続給)、職務(仕事の内容に応じた職務給)、職務遂行の能力(職能給)、期待役割(役割給)、業績・成果(業績給・成果給)などにより、企業ごとに算定される基本賃金を指します。

② 手当

残業や休日出勤などに支払われる残業手当や休日出勤手当といった法律上支払い義務があるものと、住宅手当、家族手当など福利厚生の一環として会社が独自に支給するものの2種類に大きく分けられます。基本給以外の各種手当は自ら申告することで手当の対象となるケースが多いようです。会社の福利厚生制度とともに確認しましょう。

手当には大きく2種類ある

法律上支払い義務あり	
残業手当	雇用契約で定められた勤務時間以外の時間外労働に対する手当
深夜手当 休日出勤手当	労働基準法に基づき、深夜あるいは法定休日に出勤した場合の特別手当※
会社任意のルールで支払われる	
通勤手当	通勤にかかる実費、あるいは一律の手当。月15万円までは非課税
住宅手当	家賃補助、持ち家の住宅ローンの一部補助など
家族手当	家族を扶養している社員に支給する手当。配偶者の収入に制限があるケースが多い

※深夜とは午後10時～午前5時の間を指す。法定休日とは毎週少なくとも1日の休日を指す。



Column お金のプロ・FPが教えます

給与から差し引かれる税金について知っておこう

初めて給与明細書を手にし、「額面から税金やら何やらこんなに引かれるの?」と切ない思いとともに疑問を感じた人もいませんか。ここでは給与から差し引かれる税金について簡単に解説します。

働いて得た「収入」(会社員の場合は給与)には2種類の税金がかかります。1つ目が所得税、2つ目が住民税(社会人2年目から差し引かれる)です。

所得税は毎月の給与・賞与から概算で差し引かれます。年末には、収入(給与)から給与所得控除を差し引いた「所得」から、さらに各種控除を差し引き、所得金額ごとに決められた税率を掛けて所得税額が確定します。納める税金の額は所得の額によって決まり、所得が低いほど税負担は軽くなります。

専門用語がちょっと難しく感じるかもしれませんが、P.10～11では図解でもう少し詳しく解説しています。そちらもチェックしてみてください。

住民税とは地方税の一種で、都道府県が課税する都府県民税(東京都は都民税)と、市区町村が課税する市町村民税(東京都23区は区民税)の総称です。前年の給与(所得)をもとに支払額が決まり、社会人2年目以降の給与から差し引かれます。

住民税とは、自治体が提供する様々な行政サービス、例えば福祉や教育、消防・救急、ゴミ処理といったサービスをまかなうためのお金で、その地域に住む人たちが、費用を分担する仕組みです。自分たちの税金がどう使われているのかも関心を持って調べてみましょう。

2. 賞与明細の見方を 押さえておこう



ポイント

- 基本的な見方は給与明細と同じ。
- 所得税と社会保険料は引かれるが、住民税は引かれない。

賞与(ボーナス)は必ずもらえるとは限らないことを知っておこう

一般的に賞与額は「毎月の基本給×会社規定の月数分」(例: 毎月の基本給が25万円で2カ月分ならば50万円)で計算されます。給与と違う点は住民税が引かれないことと、会社の業績や個人の成績に応じて支払うもので、必ずしも企業に支払いを義務

付けているものではないことが挙げられます。

クレジットカードの支払いなどに、ボーナス払いを組み込むと、思わぬボーナスカットで「お金が足りない!」というピンチに見舞われることも。ボーナスをアテにした大きな買い物には注意が必要です。

●●●●年●月分 賞与明細書

支給	賞与額						「額面」
	500,000						総支給額 500,000
控除	① 健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険			
	24,525	0	45,750	2,500			
	② 所得税						控除額計 90,222
	17,447						
合計							差引支給額 409,778

実際の「手取り」はコレ!

- ① 社会保険料** …… 毎月の給与と同様に計算され差し引かれます。賞与が毎月の給与より高額であれば、毎月かかる社会保険料より高額になります。
- ② 所得税** …… 毎月の給与同様、賞与からも所得税が差し引かれます。一方、住民税の税額は前年の所得に基づいて確定され、1年分を12カ月に分割し、毎月の給与から納めています。よって、賞与から住民税は差し引かれません。